

第 1 3 次労働災害防止計画

2 0 1 8 年（平成 3 0 年） 4 月

石川労働局

<目 次>

1 計画のねらい

- (1) 計画が目指す社会**
- (2) 計画の期間**
- (3) 計画の目標**
- (4) 計画の評価と見直し**

2 石川県における現状

- (1) 12次防期間中の数値目標達成状況等について**
- (2) 県内における労働災害発生状況及び年齢別、業種別、災害種類別の労働災害発生件数の推移等**
 - ア 県内の労働災害発生状況（全体）**
 - (ア) 死亡災害の状況**
 - (イ) 死傷災害の状況**
 - イ 年齢別労働災害発生件数の推移**
 - (ア) 県内の雇用者数の推移**
 - (イ) 年齢別労働災害発生件数と全体に占める割合の推移**
 - ウ 業種別労働災害発生件数の推移**
 - エ 災害の種類別労働災害発生件数の推移**

3 重点対策

4 重点対策ごとの具体的取組

- (1) 労働災害が多発している業種における労働災害防止対策の推進**
 - ア 建設業**
 - イ 製造業**
 - ウ 道路貨物運送事業**
 - エ 第三次産業**
- (2) 社会背景等を踏まえた業種横断的な観点からの労働災害防止対策の推進**
 - ア 高年齢労働者対策**
 - イ 転倒災害防止対策**
 - ウ 腰痛対策**
 - エ 熱中症予防対策**
 - オ 非正規労働者対策**
 - カ 外国人労働者対策**

(3) メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

イ 労働者の健康管理の徹底

(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

イ 石綿による健康障害防止対策

ウ 受動喫煙防止対策

(6) 労働災害防止団体、業界団体等と連携した事業場の自主的な安全衛生活動等の推進

○数値目標の一覧

(注) 本文中のグラフ、表等における統計数値等について、出典名の記載がないものは、全て労働者死傷病報告によるもの。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

我が国においては、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958 年に第 1 次の労働災害防止計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまでに 12 次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

石川県内においても、国の計画を受けて、県内の災害発生状況等を踏まえ、様々に対策を講じてきたところであるが、近年の状況を見ると、死亡災害は長期的には減少してきているものの、例えば 2017 年に建設業において大幅に件数が増える等、年単位で見れば、大きく減少しているとは言えないところもある。

また、第三次産業への雇用者数の急速な移動や労働人口の高齢化もあり、死傷災害についても、かつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口、視点での対策が求められている。

さらに、労働者の健康確保対策についても、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、これまで以上にメンタルヘルス対策や過重労働対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。

このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっており、従来のような安全衛生行政だけに収まらない様々な関係機関と連携した対策の実施が重要となってきたところである。

こうした中、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、労働に関わる全ての者の不断の努力が必要である。

さらには今後、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中であっては、従来からの主要業種別の労働災害防止対策等に限らず、例えば就業構造の変化や地域的な特徴も踏まえた高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、病気を抱えた労働者等の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく必要がある。

(2) 計画の期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(3) 計画の基本目標

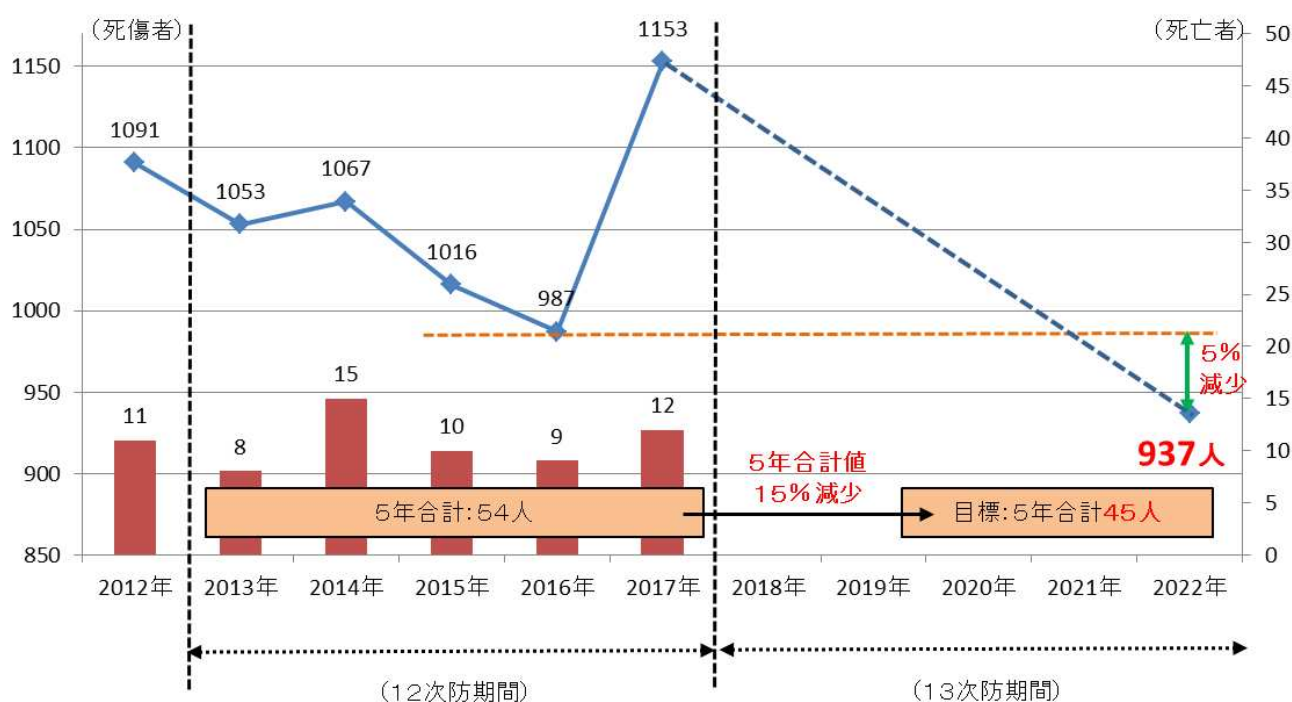
働く方々の一人ひとりがかけえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、行政、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を基本目標として、計画期間中に達成することを目指す。

(以下において、「第 11 次労働災害防止計画」、「第 12 次労働災害防止計画」、「第 13 次労働災害防止計画」をそれぞれ「11 次防」、「12 次防」、「13 次防」と呼称することとする。)

<基本目標>

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者数について、12 次防期間中（2013 年から 2017 年まで）と比較して、13 次防期間中（2018 年から 2022 年まで）の合計値を 15%以上減少させる。
(12 次防期間中の合計人数（54 人）から 15%以上減少させ、13 次防期間中の合計人数を 45 人以下とする。)
- ② 休業 4 日以上労働災害による死傷者数について、12 次防期間中の最少の年（2016 年：987 人）と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。
(2016 年の人数（987 人）から 5%以上減少させ、2022 年までに死傷者数を 937 人以下とする。)

図 1 《第 13 次労働災害防止計画の基本目標》



(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行うこととし、必要に応じ計画の見直しを検討することで次年度以降の行政の取組計画等に反映させる。

2 石川県における現状

(1) 12次防期間中の数値目標達成状況等について

12次防の目標に対する結果は下記のとおりで、目標達成とはならなかった。

表1 《第12次労働災害防止計画の結果》

※いずれも単位は（人）

	H24年	目標値	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	増減 (H24⇒ H29)
	2012		2013	2014	2015	2016	2017	
死傷災害	1,091	927	1,053	1,067	1,016	987	1,153	+5.7%
(前年比)			▲3.5%	+1.3%	▲4.8%	▲2.9%	+16.8%	
死亡災害	11	9	8	15	10	9	12	+9.1%

※参考：死亡災害を11次防、12次防期間中の5年合計値で見た場合の増減

11次防期間中(2007～2012):69 ⇒ 12次防期間中(2013～2017):54 (▲21.7%)

死亡災害については、12次防期間中は、2013年、2015年、2016年で目標基準年である2012年の10人を下回り、そのうち2013年、2016年では、目標値(9人)を達成することができたが、2017年は建設業における死亡災害の多発(7人)等の影響で死亡災害は12人となり、2017年単独で見ると、目標達成とはならなかった。

死傷災害については、2014年に前年比で増加したものの、2015年、2016年は前年比でそれぞれ4.8%、2.9%と大きく減少し、特に2016年は統計を取り始めて以来、初めて県内の死傷数が1,000人を下回る等したが、2017年は主要工業的業種(製造業、建設業、運輸交通業)でいずれも災害が大幅に増加したこと等から、前年比で増加に転じ、目標達成とはならなかった。

さらに業種別等で立てた詳細な目標等については、後述の高年齢労働者の増加や、2017年の災害発生状況等もあり、目標達成ができなかったものもあった。

(2) 県内における労働災害発生状況及び年齢別、業種別、災害種類別の労働災害発生件数の推移等 ア 県内の労働災害発生状況(全体)

(ア) 死亡災害の状況

死亡災害は過去10年では、10人前後で推移を続けており、災防計画期間別では11次防:69人から12次防:54人と2割以上減少しているが、大きくは減少していない。

業種別で2007年からの合計値で見ると、主要業種では、建設業(30.9%)、運輸交通業(14.4%)、製造業(13.7%)、小売業(9.4%)の順となっている。

特に建設業、製造業においては、死亡には至らなくても、障害が残る等、重篤な労働災害の発生割合が依然として高く、引き続き重点的に災害防止対策を進める必要がある。

表2 《過去10年間の業種別死亡災害発生件数の推移（単位：人）》

		11 次防期間合計					12 次防止期間合計					合計
		69					54					
暦年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
合計	16	16	20	11	11	11	8	15	10	9	12	139
製造	1	3	4	3	1	0	1	2	0	2	2	19
建設	4	5	5	3	3	5	1	6	2	2	7	43
運交	3	2	3	0	6	0	2	1	2	1	0	20
他※	1	1	0	4	0	0	0	1	2	0	1	10
三次計※	7	5	8	1	1	6	4	5	4	4	2	47
小売	3	1	3	1	0	1	0	1	1	0	2	13
社福	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
飲食	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※他：製造業、建設業、運輸交通業以外の工業的業種。

合計10件の内訳は、鉱業1人、農林業7人、畜産・水産業2人。

※三次計：第三次産業の合計で、小売業、社会福祉施設、飲食業を含む。

三次産業で主要3業種以外は、合計33人のうち、清掃・と畜業7人、卸売業4人、旅館業2人など。

（イ）死傷災害の状況

2017年における休業4日以上死傷者数は1,153人と、前年同期と比較して+166人、+16.8%と大幅に増加した。

2016年比では、製造業、建設業、運輸交通業等の主要な工業的業種での大幅な増加が全体の増加につながっているが、12次防計画期間全体でみると、第三次産業全体や、その中の小売業、社会福祉施設、飲食店も横ばいか微増の状況となっており、引き続き、各業種の態様や業界団体の状況等に応じた積極的な労働災害防止対策が必要であると考えられる。

イ 年齢別労働災害発生件数の推移

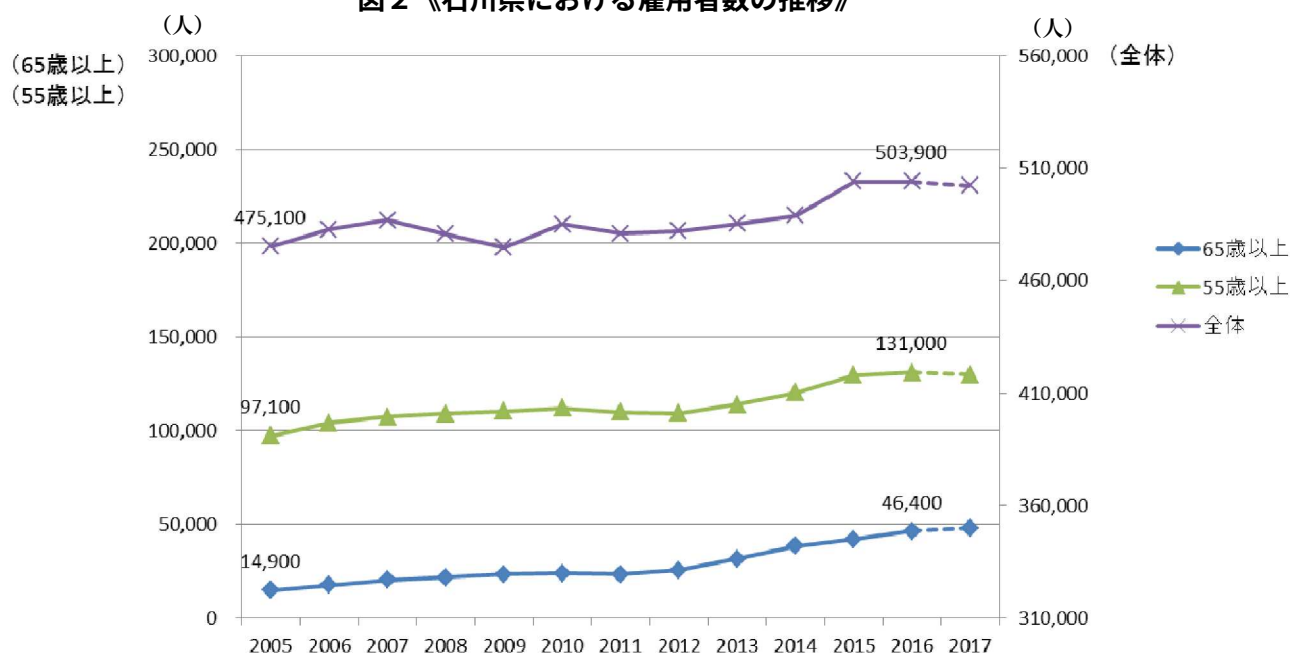
（ア）県内の雇用者数の推移

直近の雇用者数の変化を見てみると、全年齢層では、2005年には475,100人だったのが、2016年には503,900人と年々増加している（2016年の対2005年比増加幅：28,800人）。

また、65歳以上の雇用者数は2005年：14,900人、2016年：46,400人と、2016年と2005年を比較すると約10年で、31,500人の増加、実に3.1倍にもなっている。

2016年の構成比では、65歳以上の雇用者数は9.2%、55歳以上の雇用者数は約3割にものぼり、10年間の増加幅でみると、65歳以上の雇用者の増加数が全体の増加数よりも大きいことがわかる。

図2 《石川県における雇用者数の推移》



出典：石川県労働力調査

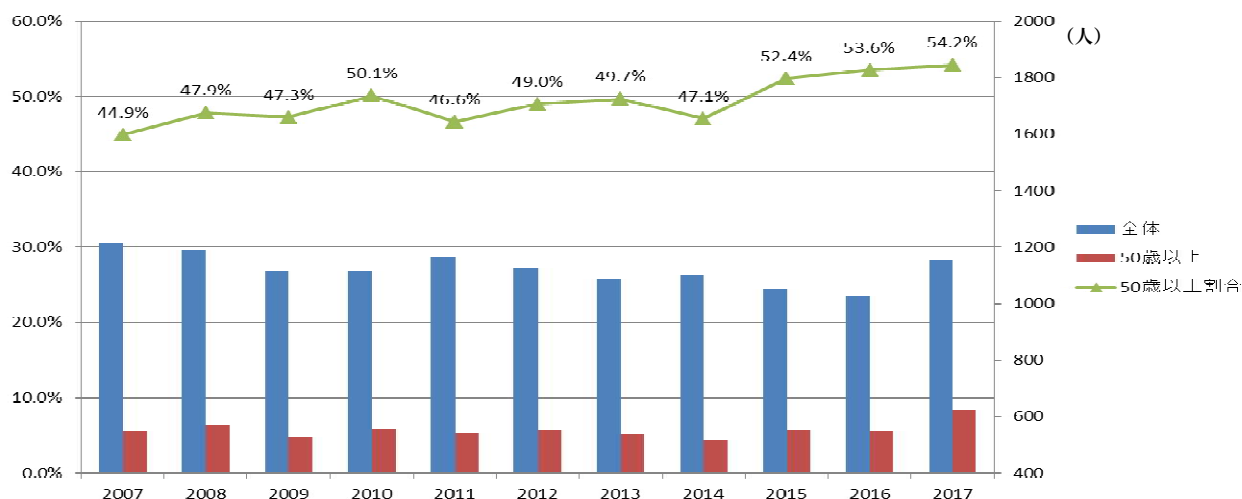
(数値については年度平均(2007までは年平均)。2017については10月～12月の平均)

(イ) 年齢別労働災害発件数と全体に占める割合の推移

その一方で、労働災害発件数について、被災者の年齢別に見てみると、ここ10年で、50歳以上の被災者数(実数)は550人前後で変化がないものの、労働災害発件数全体が減少してきていることから、全体に占める50歳以上の被災者の割合は年々増加しており、2016年を2007年と比較すると10年で10ポイント近くも上昇しており、2016年においては、6割に近くになってきていることがわかる。

アにもあるように、今後も県内の高齢労働者数(雇用者数)は増加していくと思われることから、13次防期間においても、ボリューム、増加幅ともに大きい高齢労働者について、基礎体力の低下、基礎疾患の保有等、高齢労働者特有の状況を踏まえつつ、労働災害防止対策を強化していく必要がある。

図3 《石川県における被災者年齢階層別の労働災害発生状況》



ウ 業種別労働災害発生件数の推移

業種別に労働災害発生件数の推移を見てみると、以下の図4のとおりとなっており、第三次産業が高止まりしており、10年前と比較すると、製造業等が減少している分、全体に占める割合が高くなってきている（2017年では43.8%）。

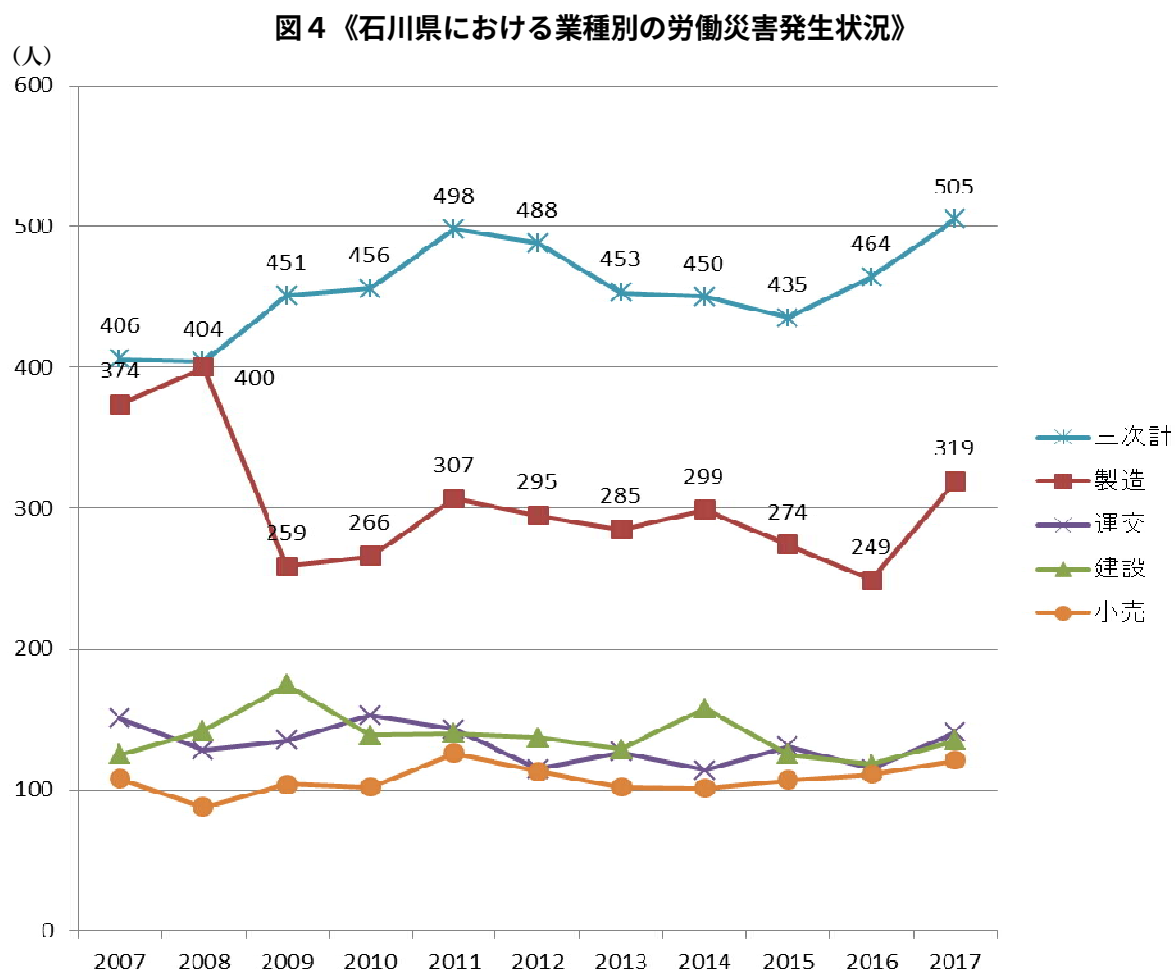
しかし、製造業は10年前からは大きく減少しているものの、足踏みの状態が続いており、2015年、2016年と大きく減少したものの、2017年には数年前の水準に戻ってしまっている。

足踏みの状態は建設業、運輸交通業にも同じことが言え、いずれの業種においても、長いスパンで見れば一定程度の労働災害防止対策の浸透がみられるものの、近年では大きな減少がみられていない。

13次防期間においても、引き続き、災害件数のボリュームの大きいこれらの業種を中心に、着実な労働災害防止対策を進めていく必要がある。

（参考：2017年の業種別災害件数の構成割合

製造業 27.7%、建設業 11.7%、運輸交通業 12.2%、第三次産業 43.8%）



※三次計：第三次産業の合計で、小売業、社会福祉施設、飲食業を含む。

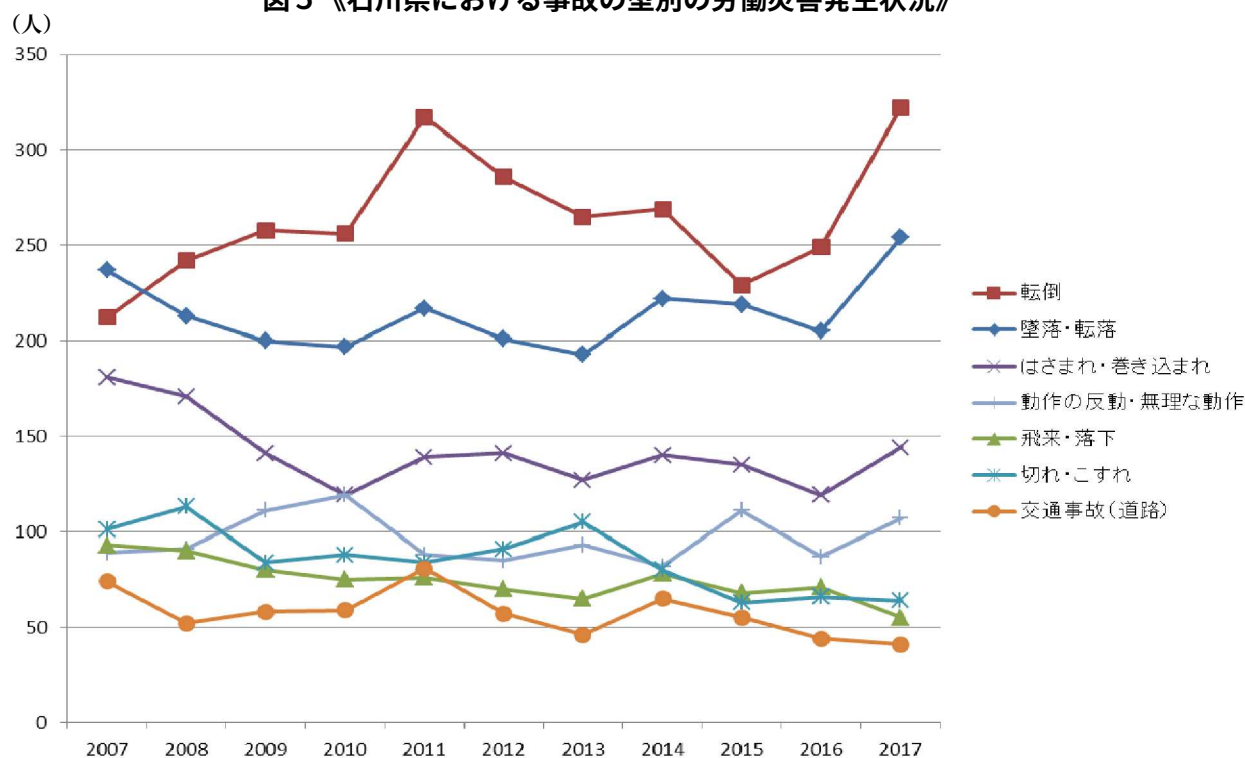
エ 災害の種類別労働災害発生件数の推移

また、災害の種類別に労働災害発生件数の推移を見てみると、10年前は墜落・転落より少なかった転倒災害が2008年以降、最も多い事故の型となっており、高止まりの状況が続いている中で、2017年にはさらに大幅に増加した。

次いで墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの順となっており、この順位は10年間で変わっていないが、転倒災害と同じく2017年に大幅増加した。

近年、圧倒的に多くの割合を占める転倒災害については、前述の高年齢労働者の増加とも大きく関係していると思われ、第三次産業でも発生が増加していることから、第三次産業対策、転倒災害防止対策、高年齢労働者対策は有機的な連携を取って、関連を分析しながら効果的に対策を進める必要がある。

図5 《石川県における事故の型別の労働災害発生状況》



3 重点対策

先に述べた労働災害の発生状況や安全衛生を取り巻く現状等を踏まえ、以下の6つを重点対策とする。

- (1) 労働災害が多発している業種における労働災害防止対策の推進
- (2) 社会背景等を踏まえた業種横断的な観点からの労働災害防止対策の推進
- (3) メンタルヘルス対策、過重労働対策等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(6) 労働災害防止団体、業界団体等と連携した事業場の自主的な安全衛生活動等の推進

4 重点対策ごとの具体的取組

(1) 労働災害が多発している業種における労働災害防止対策の推進

ア 建設業

数値	建設業における労働災害に関して、死亡者数を減少させるとともに、死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに 10%以上減少させる。
目標	

(講ずべき施策)

- 景気動向等を踏まえた建設需要の増加により、建設人材に人手不足が生じ、未熟練労働者が増加していること、2023 年春に予定されている北陸新幹線の敦賀駅延伸に向けた建設工事が本格化してきていること等を踏まえ、発注者等とも連携し、死亡災害の撲滅を目指し、労働災害防止対策を推進する。
- 建設業においては、墜落・転落災害（1 位、67 人）が死傷災害全体（135 人）の半分近くを占め、2 位の転倒災害（15 人）以下を大きく引き離していることから、現在検討されている高所作業時における墜落防止用保護具の構造を原則としてフルハーネス型とすることを義務付ける法令改正等の状況も踏まえ、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- 今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加すると見込まれることから、その安全対策を進める。
- 管内で地震、台風、大雨等の自然災害に被災した場合の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。
- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、石川県庁、北陸地方整備局等と連携し、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払に係る関係者の理解の促進等に向け、周知啓発等の取組を進める。

イ 製造業

数値	製造業における労働災害に関して、死亡者数を減少させるとともに、死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに 10%以上減少させる。
目標	

(講ずべき施策)

- 各労働基準監督署管内の産業の特色や各製造業種の特徴等を踏まえ、重篤な災害になりやすい機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底等、きめ細やかな指導等により、労働災害防止対策を推進する。
(参考：2017 年の製造業全体の労働災害発生件数 319 件の内訳
食料品：73 件、金属製品：51 件、一般機械器具：45 件、繊維工業：31 件)
- 依然として、はさまれ・巻き込まれ災害の発生割合が高いことを踏まえ、その中でも危険性の高い機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止のため、機械の包括的な安全基準に関する指針に

よる製造時のリスクアセスメントの確実な実施、残留リスク等の情報の使用者（機械を使用する事業者）への確実な提供等の促進を図るとともに、使用者による機械の安全な使用の徹底を図る。

- 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念され、その経年劣化によるリスクを低減していく必要があることから、補修等の状況も勘案した、高経年施設・設備に対する点検・整備等が確実に行われるよう指導等を進めていく。
- 依然として災害が多発している食料品製造業について、食品加工機械の安全な使用方法等を含めた安全衛生教育の実施等を推進する。

ウ 道路貨物運送事業

数値	道路貨物運送事業における労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、
目標	2022 年までに 10%以上減少させる。

（講ずべき施策）

- 陸上貨物運送事業における労働災害の多くが荷役作業時に発生していることを踏まえ、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図るとともに、荷役作業に従事する労働者への安全衛生教育の実施を推進する。
- 荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等の荷役作業に従事する労働者の安全対策についての支援がなされるよう継続的に要請を行っていく。
- 「安全運転管理者等法定講習」等、様々な機会を捉え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、ガイドラインを用いた指導を行う等、交通労働災害の防止を推進する。

エ 第三次産業

目標	小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。
----	---

（講ずべき施策）

- 県内の産業構造における人手不足の状況や女性、高齢者等の雇用促進を受けて、特にサービス業等の第三次産業においては、高年齢労働者や当該職種での就業経験の浅い未熟練労働者の増加が目立ち、今後もその状況は続いていくと思われ、加えてこれらの業種では安全衛生、労働災害防止への意識が比較的低く、安全衛生担当者の選任等の安全衛生管理体制の水準も低いと思われることから、中小規模事業者が多いことを踏まえ、高年齢労働者対策、転倒防止対策と連携をとる等、効果的・効率的な対策の実施を念頭に置いて、労働災害防止対策の推進を図る。
- 雇用者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店の

うち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理も念頭に置いた指導等を行う。

- 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上などを推進する。
- 社会福祉施設については、県内の関係行政機関等とも連携して対策を進めるとともに、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数が短い被災労働者も多いと考えられることから、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(2) 社会背景等を踏まえた業種横断的な観点からの労働災害防止対策の推進

ア 高年齢労働者対策

目標	高年齢労働者（50 歳以上の労働者）の労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。
----	--

(講ずべき施策)

- 県内の人手不足や高齢者雇用促進の動きと相まって、50 歳以上の雇用者数が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くと思われる中、死傷災害の被災者数のうちの高年齢労働者（50 歳以上の労働者）が占める割合は高くなる傾向にあり、2017 年現在で 6 割近くを占めていることから、高年齢労働者に対する労働災害防止対策が必要になってきている。
- 高年齢労働者にみられる身体機能の低下や基礎疾患等に関連する労働災害を防止するため、その特徴を踏まえ、発生件数の多い転倒災害防止対策を行う等の労働災害防止対策を推進する。

イ 転倒災害防止対策

目標	転倒災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。
----	---

(講ずべき施策)

- 死傷災害の 4 分の 1 を占め、多い年では 3 割近くにもなる転倒災害は、過去 10 年間でみても、2007 年に墜落・墜落災害に次ぐ多さだったことを除けば、それ以降、いずれの年でも最も多い災害の型となっており、4S（整理、整頓、清掃、清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- 北陸地方に多い冬場の凍結等による転倒災害防止については、近隣労働局等とも連携し、周知啓発等を進め、事業者、労働者双方への取組の徹底を図る。
- 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、高年齢労働

者対策とも併せ、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

表3 《過去10年間の転倒災害の発生件数と全体に占める割合の推移》

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
転倒	212	242	258	256	317	286	265	269	229	249	322
合計	1175	1139	1084	1085	1137	1091	1053	1067	1016	987	1153
割合	18.0%	21.2%	23.8%	23.6%	27.9%	26.2%	25.2%	25.2%	22.5%	25.2%	27.9%

ウ 腰痛対策

目標	腰痛災害による死傷者数について、2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
----	--

(講ずべき施策)

- 社会福祉施設、製造業、商業、道路貨物運送業等の特定の業種に多く発生している腰痛災害を防止するため、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、腰痛災害防止ガイドラインの周知やガイドラインに基づく指導を行い、対策を推進する。
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図ることや、荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合の身体への負担の軽減策等、業種、作業の態様に応じた対策を推進する。

表4 《腰痛災害発生件数の推移》

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
腰痛	89	91	111	119	88	85	93	82	111	87	107

※事故の型「動作の反動・無理な動作」の件数を集計したもの

エ 熱中症予防対策

目標	職場での熱中症による労働災害（休業4日未満を含む）の死傷者数について、12次防期間中（2012年から2017年まで）と比較して、13次防期間中（2018年から2022年まで）の合計値を5%以上減少させる。
----	--

(講ずべき施策)

- JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- 毎年の気候情報等に留意しながら、早めの熱中症予防対策の周知を行い、事業者、労働者双方への意識啓発を図る。

表5 《熱中症発生件数の推移》

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
熱中症	4	3	3	60	33	65	48	50	53	54

出典：労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付、療養補償給付を受けた者を集計したもの

オ 非正規労働者対策

(講ずべき施策)

- 派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施などを含めた派遣元・派遣先指針等に基づく派遣元、派遣先それぞれの取組事項を徹底させる。
- 小売業や飲食店等、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高い業種もあることから、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
(再掲)

カ 外国人労働者対策

(講ずべき施策)

- 外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルが活用されるよう周知を行う。
- 技能実習生については、外国人技能実習機構等とも連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(3) メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

目標	ストレスチェックを実施し、ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を80%以上とする。
----	--

(講ずべき施策)

- ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進することで、各事業場において総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- 産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成

8年健康保持増進のための指針公示第3号)に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

表6 《脳・心疾患、精神障害による労災請求件数の推移》

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
脳・心疾患	4	2	5	5	6	5	9	4	4	5	10
精神障害	9	4	5	2	6	8	10	8	17	9	11

※労働者災害補償保険法による給付請求件数を集計したもの

イ 労働者の健康管理の徹底

(講ずべき施策)

- 過重労働対策、メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められていることを踏まえ、法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置の実施の徹底に加え、労働者の健康管理に関する事項についての企業の積極的な取組を推進する。
- 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等による労働者の健康障害防止対策を推進するため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- 特に過重労働については、時間外労働の上限規制等の関係法令の改正内容を踏まえ、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する医師による面接指導の実施の徹底等を進め、労働者の健康管理を強化する。

(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

(講ずべき施策)

- 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要があることから、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けのマニュアルを作成し、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- 2017年に設置された「石川県地域両立支援推進チーム」の活動等を通して、チーム構成員の県、医療機関、医師会等の関係機関と積極的に連携し、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。
- 治療と仕事の両立支援は、事業者による支援に加え、医療機関等とも連携をした総合的な支援の

仕組みづくりを進める必要があることから、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成を進めるとともに、産業保健総合支援センター等に配置することなどにより、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

（５）化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

目標	化学物質の使用頻度が一定以上であると考えられる事業場において、化学物質に係るリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた措置を実施している事業場の割合を５割以上とする。
----	---

（講じるべき施策）

- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、危険性又は有害性等が不明であることが無害であることを意味せず、有害であるおそれがあることを踏まえて、必要な対策を講じるよう指導・啓発する。
- 化学物質のリスクアセスメントの実施を徹底させるとともに、リスクアセスメント結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくこと等、作業改善の実効性を上げるための支援策を充実する。
- 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要であることから、雇入れ時教育等の安全衛生教育について、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの具体的な内容を示すこと等、その内容の充実が図られるよう支援していく。

イ 石綿による健康障害防止対策

（講じるべき施策）

- 今後、さらに石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿使用の有無の調査が十分に行われないまま解体工事が施工されることを防止するため、石綿に関する届出対象の拡大等に係る法令改正の状況を踏まえ、事業者による把握漏れ防止を徹底する。
- 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要であることから、発注者、施工者双方への石綿ばく露防止対策の実施の徹底を図る。

ウ 受動喫煙防止対策

(講じるべき施策)

- 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、禁煙、空間分煙等の事業者及び事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策を普及・促進する。

(6) 労働災害防止団体、業界団体等と連携した事業場の自主的な安全衛生活動等の推進

(講じるべき施策)

- 各種安全衛生関係の表彰や、優良企業認定等の制度等の運用を通じて、事業場が安全衛生に積極的に取り組むインセンティブ、モチベーションを高めるよう、各種広報対応等も踏まえた取組の推進を図る。
- 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。
- 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、特にこれまで業団体としての安全衛生対策に向けた意識が比較的低いと考えられる第三次産業等の業界団体を中心に、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請を行う等により、業界における自主的な取組の促進を図る。
- 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- 業所管官庁との連携を強化し、各種研修会や説明会等における安全や健康確保に関する指導の実施や、例えば公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等、事業者が自主的に取組を進める契機となるよう努める。

○数値目標の一覧

<基本目標>

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者数について、12 次防期間中（2013 年から 2017 年まで）と比較して、13 次防期間中（2018 年から 2022 年まで）の合計値を 15% 以上減少させる。
(12 次防期間中の合計人数（54 人）から 15%以上減少させ、13 次防期間中の合計人数を 45 人以下とする。)
- ② 休業 4 日以上労働災害による死傷者数について、12 次防期間中の最少の年（2016 年：987 人）と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。
(2016 年の人数（987 人）から 5 %以上減少させ、2022 年までに死傷者数を 937 人以下とする。)

<業種別目標>

【建設業】

建設業における労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに 10% 以上減少させる。

【製造業】

製造業における労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに 10% 以上減少させる。

【道路貨物運送事業】

道路貨物運送事業における労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに 10%以上減少させる。

【第三次産業】

小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

<業種横断的対策目標>

【高年齢労働者対策】

高年齢労働者（50 歳以上の労働者）の労働災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

【転倒災害防止対策】

転倒災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

【腰痛対策】

腰痛災害による死傷者数について、2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

【熱中症予防対策】

職場での熱中症による労働災害（休業 4 日未満を含む）の死傷者数について、12 次防期間中（2012 年から 2017 年まで）と比較して、13 次防期間中（2018 年から 2022 年まで）の合計値を 5 %以上減少させる。

<健康確保対策目標>**【メンタルヘルス対策】**

ストレスチェックを実施し、ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を 80%以上とする。

【化学物質による健康障害防止対策】

化学物質の使用頻度が一定以上であると考えられる事業場において、化学物質に係るリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた措置を実施している事業場の割合を 5 割以上とする。